令和９年度県立学校新入生用端末販売業務
質問に対する回答

Ｑ１．ＥＣサイト販売について
ＥＣサイト販売が主ではございますが、弊社は実店舗を構えている為、チラシを持ってご来店された保護者様・生徒様には実店舗にて販売をしてもかまわないでしょうか。
Ａ．原則としてＥＣサイトの販売としてください。
Ｑ２．ＥＣサイト販売について
ＥＣサイト上での販売について、仕様を満たしている機種以外に、オプションとしてケース等の関連商品を選択式で販売しても差し支えないでしょうか。
Ａ．端末（保証込み）のみとしてください。
Ｑ３．仕様書の「４保証」の保証の原因について
「盗難（警察が発番する盗難届受理番号を取得後、１週間以上不明の場合）紛失（盗難の手続に準じる）」とありますが、紛失の手続きに関して弊社の場合は、遺失物届を警察署に提出して受理番号を取得としております。この仕組みでよろしいでしょうか。
Ａ．差し支えありません。
Ｑ４．仕様書の「５ＥＣサイト」のチラシ作成について
「・チラシはＡ４両面カラー刷り、コート紙（73～90kg 程度）又は上質紙（55～70kg 程度）とする（ページ数の増加等相談に応じる）。Ａ３二つ折り両面カラー刷りでも可。 ・チラシには注文から納品までの流れを記載すること」とありますが、A3 二つ折り両面カラー刷りの中に A4 を封入して 6～8 ページで作成しても差し支えないでしょうか。保障などの説明をわかりやすく案内したいためです。
Ａ．サイト周知のための案内チラシは仕様書のとおりとしてください。他の内容について参考として別紙をご用意いただくことは差し支えありませんが、購入検討者の負担とならない情報量としてください。

Ｑ５．仕様書の「５ＥＣサイト」のその他について
「教育委員会が主催する学校向け説明会での説明支援に対応すること。説明会の内容については事前に打ち合わせること。」とありますが、詳細は打合させていただく前提として、内容としては EC サイトの使用方法や修理受付方法等の購入者向けサポート全般案内を想定すればよろしいでしょうか。
Ａ．ご認識のとおりです。

Ｑ６．仕様書の「５ＥＣサイト」のその他について
「・希望者への領収書（販売証明書）等の発行が可能であること（購入日、購入物品名、金額（本体価格、保証料等の内訳を含む）が記載されているもの）。また、領収書はサイト上からダウンロードが可能であること。特別支援学校の購入者には紙の領収書（販売証明書）等を納品時に添付する、又は、学校に一括で送付すること。なお、領収書等の記載内容について事前に県の確認を受けること。」とありますが、コンビニ決済の場合、弊社で直接代金を受領していないため、領収書の発行ができません。サイトからダウンロードできるのは『購入明細書』となります。購入明細書を販売証明書の代わりとして運用して差し支えないでしょうか。（クレジットカード払い、Paypay 払いの場合は、領収書＋購入明細書がダウンロード可能です。） 『購入明細書』が販売証明書の代わりと認められない場合、別フォーマットで『販売証明書』を発行いたしますが、販売証明書は、サイトからのダウンロードには対応していないため個別の郵送対応となります。認められますでしょうか。
Ａ．「購入明細書」を代わりとして差し支えありません。ただし、領収書が発行できない場合、購入者が「コンビニで支払った際の領収証等支払いが確認できる書類」を用意する必要がありますので、その旨、ＥＣサイト等で十分な案内・説明をしてください。